

令和8・9年度設備維持管理業務の入札参加資格審査申請定期受付のお知らせ

宮崎県が発注する次に掲げる業務の入札に参加しようとする場合は、「庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱」(平成6年11月1日、宮崎県告示第1058号の3)に基づき、設備維持管理業務入札参加資格者名簿への登録を必要とします。

つきましては、下記により審査申請書の定期受付を行いますので、ご希望の方は設備維持管理業務入札参加資格審査申請書を提出してください。

今回の申請は、令和8・9年度に有効となる名簿の定期受付で、現在登録されている方を含め、登録を希望されるすべての方の申請が必要です。

なお、**今回から、事前に電子申請が必要となるなど、申請方法が変更されているため、ホームページ記載内容をよく読んで申請を行ってください。**

- (1) 電気設備の点検及び保守に係る業務
- (2) 自家発電設備の点検及び保守に係る業務
- (3) 消防用設備の点検及び整備に係る業務
- (4) 電話構内交換設備の点検及び保守に係る業務
- (5) 自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務
- (6) 冷暖房設備の運転及び監視に係る業務
- (7) 冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務
- (8) 昇降機設備の点検及び整備に係る業務
- (9) 井戸用ろ過設備の点検及び保守に係る業務
- (10) 自動ドアの点検及び保守に係る業務
- (11) 地下タンク等の点検に係る業務

記

1 審査申請書受付期間

令和7年11月4日(火)から令和7年11月28日(金)まで

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※郵送による場合は、受付終了日である令和7年11月28日(金)午後5時までに必着のこと。

2 審査申請書受付場所及び問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁本館1階)

宮崎県 総務部 財産総合管理課 庁舎保全担当 (電話)0985-24-0540

3 次に該当する者は、申請を行うことができません。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- 登録を取り消された者で、その取り消しの日から2年を経過しないもの
- 申請を行おうとする業務に関し、法令上必要とする許可を受けていない者
また、当該契約の履行に関し官公署の許可、認可等(以下「許可等」)を要する場合において、許可などを得ていない者。例えば、上記業務の(5)自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務を申請する場合、電気事業法施行規則第52条の2で定める外部委託先の要件をみたしていない者であること等
- 宮崎県内に事務所又は事業所等を有しない者
- 申請書を提出しようとする年の10月1日現在において、営業を開始した日から2年を経過しない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業を再開した日から2年を経過しないもの。
- 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がある者
- 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がある者

- 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 3 条第 3 項及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 6 条第 1 項の適用事業所である者であって、健康保険料又は厚生年金保険料に未納があるもの
- 労働保険料に滞納がある者

4 審査申請書配布場所

宮崎県庁ホームページ

(URL: <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/zaisansogokanri/kense/chotatsu/20240917104410.html>)

アクセス方法は、県庁ホームページの「トップ」→「県政情報」→「入札・調達・売却」→「入札制度・手続き」です。

令和7年10月27日

宮崎県